



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 病院事業局事項

- 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 1
- 沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示……………14
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示……………14
- 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……………14
- 沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令……………15
- 沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する訓令……………15
- 沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令……………16
- 沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令……………16
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令……………16
- 沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令……………17
- 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令……………17
- 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令……………19

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第11号

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成30年 8 月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

### 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県病院事業局組織規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
  - 第2章 本庁機関
    - 第1節 内部組織(第4条)
    - 第2節 所掌事務(第5条—第7条)
  - 第3章 出先機関
    - 第1節 内部組織及び診療所(第8条)
    - 第2節 所掌事務(第9条)
  - 第4章 職制
    - 第1節 本庁機関の職制(第10条・第11条)
    - 第2節 出先機関の職制(第12条)
  - 第5章 雑則(第13条)
- 附則

第2条に見出しとして「(機関の分類)」を付する。  
 第4条の表を次のように改める。

課名	班名等
病院事業総務課	総務班 企画班 人事班 給与班 人材確保班
病院事業経営課	総務班 予算経理班 経営改善班 施設整備・ICT推進班

第5条(見出しを含む。)中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「病院」を「県立病院」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号を同条第5号とし、同条第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条第12号中「広聴」を「公聴」に改め、同号を同条第10号とし、同条第13号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 庶務的事務の総括に関すること。

第5条第14号から第19号までを削り、同条第20号中「関すること」の次に「(病院事業経営課が所掌する事項を除く。)」を加え、同号を同条第13号とする。

第12条を第13条とする。

第5章の章名を次のように改める。

**第5章 雑則**

第11条第1項の表中「南部医療センター・子ども医療センター」を「沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第11条とする。

第9条を削る。

第8条第1項の表中

「局長の職務を補佐し、局の事務を整理する。」を「病院事業総務課及び病院事業経営課の事務を統括し、局長の職務を補佐する。」に、

労務管理監	課	労務管理に関する事務を総括する。	を
経営企画監	課	経営に関する事務を総括する。	

労務管理監	病院事業総務課	労務管理に関する事務並びに人事班及び給与班の事務を総括する。	に、
-------	---------	--------------------------------	----

医療企画監	課	を	医療企画監	病院事業総務課	に改め、同条第2項の表中
看護企画監	課		看護企画監	病院事業総務課	

「班の業務」を「班の事務」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項の表中「地共済」を「地方職員共済組合」に、「広聴」を「公聴」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第2章第2節中第5条の次に次の2条を加える。

(病院事業経営課の所掌事務)

**第6条** 病院事業経営課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営計画の策定及び推進の総括に関すること。
- (2) 病院事業の予算及び執行管理の総括に関すること。
- (3) 病院事業の決算及び会計の総括に関すること。
- (4) 病院事業の施設及び設備の整備並びに財産の維持管理に関すること。
- (5) 病院事業に係る医療情報システムの企画、調整及び指導に関すること。
- (6) 病院事業に係る電子計算業務及び医療事務の指導に関すること。

- (7) 業務状況の公表に関すること。
- (8) 監査に関すること。
- (9) 一時借入金に関すること。
- (10) 出納取扱金融機関に関すること。
- (11) 資産の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (12) 用地の取得等及び物件の損失補償に関すること。
- (13) 借用地に関すること。
- (14) その他病院事業の経営に関すること。

(所管疑義の裁定)

**第7条** 所管の明らかでない事務があるときは、局長がその所管を定める。

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改める。

第2条第5号中「県立病院課長」を「本庁課長」に改め、「経営企画監」を削り、「医療部長、看護部長、事務部長又は病院の課長」を「部長、病院の課長又は病院の室長」に改め、同条第8号中「第8条」を「第10条」に改め、同条第9号中「県立病院課長」を「本庁課長」に、「第8条」を「第10条」に、「県立病院課」を「病院事業総務課及び病院事業経営課」に改め、同条第10号中「第8条」を「第10条」に、「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「第8条」を「第10条」に、「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「第8条」を「第10条」に、「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「第8条」を「第10条」に改め、「県立病院課の」を削り、同号を同条第13号とし、同条第15号中「第8条」を「第10条」に改め、「県立病院課の」を削り、同号を同条第14号とし、同条第16号中「第11条」を「第12条」に改め、同号を同条第15号とし、同条第17号中「第11条」を「第12条」に改め、同号を同条第16号とし、同条第18号中「第11条」を「第12条」に、「南部医療センター・こども医療センター」を「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター」に改め、同号を同条第17号とし、同条第19号中「第11条」を「第12条」に、「病院」を「県立病院」に改め、同号を同条第18号とし、同条第20号中「第11条」を「第12条」に、「規定する病院」を「規定する県立病院」に改め、同号を同条第19号とし、同条第21号中「第11条」を「第12条」に、「規定する病院」を「規定する県立病院」に改め、同号を同条第20号とする。

第4条の見出しを「(局長決裁)」に改める。

第5条の見出しを「(病院事業統括監専決事項)」に改める。

第6条の見出しを「(本庁課長専決事項)」に改め、同条中「県立病院課長」を「本庁課長」に、「別表第3に掲げるとおり」を「前2条、次条及び第8条に掲げるもの以外のもの」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定により本庁課長が専決することができる共通の事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 班の分掌事務を定め、又は臨時若しくは緊急の事務の処理について班の分掌事務にかかわらず適宜の措置をとること。
- (2) 所属の職員の事務分担を定めること。
- (3) 所属の職員の勤務時間の割振りを変更すること。
- (4) 所属の職員の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (5) 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (6) 所属の職員に時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務を命令すること。
- (7) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること。
- (8) 所属の職員に旅行を命令し、及びその復命を受理すること。
- (9) 所属の職員の研修又は福利厚生に関すること。
- (10) 所属の職員に係る諸証明を行うこと。
- (11) 講師、調査員、参考人、証人等に旅行を依頼すること。
- (12) 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、工事の請負契約者、物品の納入者又は業務の委託を受けた者に対してその状況を調査し、又は報告を徴すること。

- (13) 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号。以下「財務規程」という。）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。  
ア 収入の徴収に関すること。  
イ 物品の出納命令に関すること。  
ウ 預り金及び有価証券（預り有価証券を含む。以下同じ。）の出納命令に関すること。  
エ 本庁所管の1件又は1品の金額が100万円未満の予算を執行すること。
- (14) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の規定に基づき、公文書の開示等に関する事務を行うこと。
- (15) 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、個人情報保護に関する事務を行うこと。
- (16) 講習会、展示会等を開催すること。
- (17) 申請、依頼、通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答（軽易な事項を除く。）を行うこと。
- (18) 広報及び公聴を行うこと。
- (19) 重要な保存文書その他資料の閲覧に関する事務を行うこと。
- (20) 所管が明らかでない事務について、その所管を定めること。
- (21) 刊行物を編集し、及び発行すること。
- 3 前項に規定する事項のほか、病院事業総務課の課長が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 第2項に規定する事項のほか、病院事業経営課の課長が専決できる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。
- 第22条を第24条とする。
- 第21条（見出しを含む。）中「県立病院課長」を「本庁課長」に改め、同条を第23条とする。
- 第20条を第22条とする。
- 第19条中「第16条」を「第18条」に、「第17条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。
- 第18条の見出しを「（本庁課長による代理決定）」に改め、同条中「県立病院課長」を「その事項に関する事務を所掌する本庁課長」に改め、同条を第20条とする。
- 第17条中「局長、院長」を「局長若しくは院長」に改め、同条ただし書中「県立病院課長」を「本庁課長」に改め、同条を第19条とする。
- 第16条を第18条とする。
- 第15条中「代理決裁する」を「代理決裁をする」に改め、同条を第17条とする。
- 第14条第1項中「県立病院課長」を「本庁課長」に、「課長が不在の場合における緊急を要するもの及び課長があらかじめ指定したもの」を「課長があらかじめ指定した事項及び課長が不在の場合における緊急を要する事項」に改め、同条第2項中「労務管理監又は経営企画監」を「労務管理監」に改め、「それぞれ」を削り、同条を第16条とする。
- 第13条の見出しを「（本庁課長の代理決裁）」に改め、同条中「県立病院課長が、病院事業統括監が決裁すべき事項の」を「その事項に関する事務を所掌する本庁課長が」に改め、同条を第15条とする。
- 第12条中「、局長が決裁すべき事項の」を削り、同条を第14条とする。
- 第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。
- 第8条の見出しを「（院長専決事項）」に改め、同条中「別表第5」を「別表第8」に改め、同条を第10条とする。
- 第7条の見出しを「（院長への委任）」に改め、同条中「別表第4」を「別表第7」に改め、同条を第9条とする。
- 第6条の4の見出しを「（班長専決事項）」に改め、同条中「別表第3の4」を「別表第6」に改め、同条を第8条とする。
- 第6条の3を削る。
- 第6条の2の見出しを「（労務管理監専決事項）」に改め、同条中「別表第3の2」を「別表第5」に改め、同条を第7条とする。
- 別表第1中「局長の決裁事項」を「局長決裁事項」に改め、同表第16項中「労働組合」を「、労働組合」に改め、同表第24項中「沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号。以下「財務規程」という。）」を「財務規程」に改める。

別表第2中「病院事業統括監の専決事項」を「病院事業統括監専決事項」に改め、同表第2項中「第9条」を「第11条」に改め、同表第3項中「県立病院課長」を「本庁課長」に改め、同表第14項中「編集発行すること」を「編集し、及び発行すること」に改める。

別表第3中「県立病院課長の専決事項」を「病院事業総務課の課長の専決事項」に改め、同表第1項中「県立病院」を「各県立病院」に改め、同表第3項中「所属」を「本庁所属」に、「認定すること」を「認定をすること」に改め、同表第4項中「所属」を「本庁所属」に改め、同表第5項及び第6項を削り、同表第7項中「所属」を「本庁所属」に改め、同項を同表第5項とし、同表第8項から第20項までを削り、同表第21項第3号中「公印印影」を「公印の印影」に改め、同項を同表第6項とし、同表第22項から第26項までを削る。

別表第5中「第8条」を「第10条」に、「院長の専決事項」を「院長専決事項」に改め、同表第3項中「届け出」を「届出」に改め、同表第8項中「嘱託員」を「所属の嘱託員」に改め、同表第9項中「所属」を「附属」に改め、同表第10項中「退居」を「退去」に改め、同表第11項及び第12項中「職員（院長及び本庁機関職員を除く。）」を「所属の職員（院長を除く。）」に改め、同表第15項中「公印印影」を「公印の印影」に改め、同表を別表第8とする。

別表第4中「第7条」を「第9条」に改め、同表を別表第7とする。

別表第3の4中「第6条の4」を「第8条」に、「班長の専決事項」を「班長専決事項」に改め、同表第1項から第6項までの規定中「労務管理監及び経営企画監」を「労務管理監」に改め、同表第7項中「10万円」を「30万円」に改め、同表を別表第6とする。

別表第3の3を削る。

別表第3の2中「第6条の2」を「第7条」に、「労務管理監の専決事項」を「労務管理監専決事項」に改め、同表第7項中「10万円」を「30万円」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

**別表第4**（第6条関係）

病院事業経営課の課長の専決事項

財務規程の規定に基づき、固定資産の管理に関する事務を行うこと。

（沖縄県病院事業局文書管理規程の一部改正）

**第3条** 沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第3条第1項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改め、同条第3項ただし書中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第7条の見出しを「（病院事業総務課長の職務）」に改め、同条第1項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、「県立病院課及び」を「病院事業総務課、病院事業経営課及び」に改め、同条第2項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、「県立病院課及び」を「病院事業総務課、病院事業経営課及び」に、「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第8条の見出しを「（病院事業総務課長等の職務）」に改め、同条中「県立病院課長及び」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び」に、「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第9条第1項中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同条第2項第2号中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第10条第1項中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に、「県立病院課に」を「病院事業総務課及び病院事業経営課に」に、「、庶務」を「、総務班」に改め、同条第2項中「県立病院課」を「病院事業総務課、病院事業経営課」に改める。

第12条第2号中「県立病院課の頭字」を「病院事業総務課、病院事業経営課」に改め、同条第3号中「、第2号様式」を「又は第2号様式」に改め、同条第4号中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第13条第1項中「県立病院課長名」を「病院事業総務課長名、病院事業経営課長名」に改める。

第14条第1項中「県立病院課に到達した文書」を「病院事業局に到達した文書」に、「県立病院課において」を「病院事業経営課又は県立病院において直接受領した文書を除き、病院事業総務課において」に

改め、同条第4項中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同条第2号中「県立病院課は」を「病院事業総務課は」に、「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改め、同条第3号中「配速記録」を「及び特定記録」に、「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改め、同条第4号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同条第5号中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に、「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第16条中「県立病院課長等」を「病院事業総務課等」に改める。

第17条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第18条中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第20条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「県立病院課長が」を「病院事業総務課長が」に、「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に、「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第23条及び第25条中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第26条第1項中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改め、同条第2項各号中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第27条第1項中「すべて」を「全て」に、「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第28条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第30条第2項中「第8号様式」を「第8号様式又は第9号様式」に改め、同条第3項中「第9号様式」を「第10号様式又は第11号様式」に改め、同条第4項中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第39条第1項中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に、「第10号様式」を「第12号様式」に改める。

第41条、第42条第2項及び第44条第1項中「県立病院課等」を「病院事業総務課等」に改める。

第46条中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第47条の見出しを「(転貸及び紛失)」に改め、同条第2項及び第3項中「県立病院課長等」を「病院事業総務課長等」に改める。

第49条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

別表中 「

県立病院課	県病
-------	----

」を

「

病院事業総務課	病総
病院事業経営課	病経

」に改める。

第8号様式中「(起案用紙)」を「(起案用紙甲)」に、「局(病院)課」を「病院事業局課班」に、

「

		局長		
		病院事業統括監		
病院長		県立病院課長		
部長		副参事		
課長		班長		
係長		主査		
係員		班員		

」を

「

		局長		
--	--	----	--	--

」

			病院事業統括監		
			主管課長		
			所管課長		
			班 長		
			主 査		
			班 員		

に改める。

第10号様式中「課」を「本庁の課」に改め、同様式を第12号様式とする。

第9号様式中「(簡易処理票)」を「(簡易処理票甲)」に、「局(病院) 課 班(係)」を「病院事業局 課 班」に、「課長(院長)」を「課長」に、「係長・主査」を「主査」に、「班(係)員」を「班員」に改め、同様式を第10号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**第11号様式** (第30条関係) (簡易処理票乙)

			決裁区分			
収 受	年 月 日	決 裁 日 付 印	第 種 第 号 年 保 存			
起 案	年 月 日		発 送	年 月 日		
施行期日	年 月 日		浄 書	校 合	公 印	
処理期限	年 月 日					
施行区分	例 公 特 ( 公 報 殊 登 送 ) 印 規 載 送 ) 略		沖縄県立 病院 課 起案者 (電話 番)			
院長 部長 課長 担当						
件 名						
みだしのことについて、次のとおり 照会 回答 依頼 通知 報告 供覧 してよいでしょうか。(します。)						
別紙 [ ]						

第8号様式の次に次の1様式を加える。

**第9号様式** (第30条、第31条、第34条、第42条関係) (起案用紙乙)

特別取扱	極 秘 ・ 秘	沖 縄 県	決裁区分			
収 受	・ ・	決 裁 印	第 種 第 号 年 保 存			
起 案	・ ・		発 送	年 月 日		
施行期日	・ ・		浄 書	校 合	公 印	
処理期限	・ ・					
	例 公 特 ( 公 報 殊 登 送 ) 印 規 載 送 ) 略		沖縄県立 病院 課			

施行区分		規	報 登 載	殊 送 送	印 省 略	起案者									
職名	順序					印	職名	順序	印	職名	順序	印	職名	順序	印
															院 長
															部 長
															課 長
															担 当

(沖縄県病院事業局文書編集保存規程の一部改正)

第4条 沖縄県病院事業局文書編集保存規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県立病院課及び」を「病院事業総務課及び病院事業経営課並びに」に改める。

第7条第1項中「県立病院課長及び」を「病院事業総務課長及び病院事業経営課長並びに」に改め、同項ただし書中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改め、同条第2項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第12条第3項及び第16条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

別表第1第1項第4号中「県立病院課」を「病院事業経営課」に改め、同項第5号中「（県立病院課所管のもの）」を削り、同項第6号及び第12号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同表第2項第12号及び第3項第5号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

(沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程の一部改正)

第5条 沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県立病院課又は」を「病院事業総務課及び病院事業経営課並びに」に改める。

第3条第3号及び第7条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局公印規程の一部改正)

第6条 沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第5条第1項中「県立病院課長及び県立病院長」を「病院事業総務課長及び病院事業経営課長並びに各



県立病院長」に改め、「を及び県立病院長は、病院事業局長の職務を専決処理する場合には、専決処理専用の局長印（以下「専用公印」という。）」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 各県立病院長は、病院事業局長の職務を専決処理する場合には、専決処理専用の局長印（以下「専用公印」という。）を置くことができる。

第6条及び第7条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第11条第2項中「県立病院課」を「病院事業総務課及び病院事業経営課」に、「充てる」を「もって充てる」に改め、同条第3項中「充てる」を「もって充てる」に改める。

第13条第3項、第14条及び第15条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

別表（県立病院課長の印の項を除く。）中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、

県立病院課長の印	方 24	かい書	沖縄県病院事業局県立病院課長之印	県立病院課長	を
----------	------	-----	------------------	--------	---

病院事業局課長の印	方 24	かい書	沖縄県病院事業局課長之印	病院事業総務課長	に改める。
-----------	------	-----	--------------	----------	-------

第1号様式中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第2号様式中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、

廃止年月日		を
-------	--	---

廃止年月日	年 月 日	に改める。
-------	-------	-------

第6号様式中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に、

事故発生年月日		を
---------	--	---

事故発生年月日	年 月 日	に改める。
---------	-------	-------

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

**第7条** 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第11条」を「第12条」に改め、同条第5号中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第4条の2第1項、第5項、第6項及び第8項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改め、同条第9項中「県立病院課」を「病院事業総務課及び各県立病院総務課」に改める。

第5条及び第48条第2項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第1号様式中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第4号様式中

監（事務部長）	班長（課長）	係長	係	を
---------	--------	----	---	---

--	--	--	--

病院事業総務課長 (事務部長)	監	主幹(課長)	班	に改め、同様式(裏)注第1項
--------------------	---	--------	---	----------------

中「外かく」を「外郭」に改め、同様式(裏)注第2項第8号中「すべて」を「全て」に改める。  
第11号様式及び第13号様式中

監(事務部長)	班長(課長)	係長	係	を
---------	--------	----	---	---

病院事業総務課長 (事務部長)	監	主幹 (課長)	班	に改める。
--------------------	---	------------	---	-------

第15号様式中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改め、同様式(裏)注第2項第8号中「当たっては」を「当たっては」に、「すべて」を「全て」に改める。

第36号様式中

区 分	局 長	病院事業 統括監	県立病院 課 長	監	班長	係	を
承認する							
承認しない							

区 分	局 長	病院事業 統括監	病院事業 総務課長	労務管理 監	医療企画 監	看護企画 監		に改める。
承認する								
承認しない								
区 分	院 長	副院長	医療部長	看護部長	事務部長	総務課長		
承認する								
承認しない								

(沖縄県病院事業局職員研修規程の一部改正)

**第8条** 沖縄県病院事業局職員研修規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県立病院課長及び各病院長」を「病院事業総務課長及び病院事業経営課長並びに各県立病院長」に改める。

第11条第1項中「県立病院課及び」を「病院事業総務課及び病院事業経営課並びに」に改める。

第15条、第17条及び第18条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第9条** 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「労働安全法施行令」を「労働安全衛生法施行令」に改める。

第2条第3号中「県立病院課長」を「課長」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 事業場の長 本庁にあっては病院事業総務課長、病院にあっては院長をいう。

第7条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第8条第2項中「所属長」を「事業場の長」に改め、同条第3項中「所属長」を「事業場の長」に、「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第10条第2項から第4項までの規定中「所属長」を「事業場の長」に改める。

第11条第3項中「総括安全衛生管理者」を「事業場の長」に改める。

第12条第2項中「所属長及び総括安全衛生管理者」を「病院事業局長（以下「局長」という。）及び事業場の長」に改め、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「局長及び事業場の長」に改める。

第16条第1項中「病院事業局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改め、同条第2項中「所属長」を「事業場の長」に改め、同項第4号中「並びに」を「及び」に改める。

第17条第1項中「17人」を「19人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 事業場の長

第17条第2項に次の2号を加える。

(4) 産業医

(5) 衛生管理者

第18条第1項中「同条第2項第2号及び第3号」を「同条第2項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中「及び第2項第3号」及び「の選任」を削り、「当該労働組合」を「当該労働組合の」に、「代表する者を推薦に基づいて行う」を「代表する者の推薦に基づいて選任する」に改め、同条第3項中「所属長」を「事業場の長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条第2項に掲げる者である委員は、同項第1号の委員を除き、その半数は、労働組合がある場合は当該労働組合の、労働組合がない場合は職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて選任するものとする。

第20条中「所属長」を「事業場の長」に改める。

第21条に次のただし書を加える。

ただし、衛生委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

第24条中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

第27条及び第28条中「所属長」を「事業場の長」に改める。

第34条第1項中「病気休暇」を「病気休暇、療養休暇又は公傷休暇」に改め、同項第2号中「（第9号様式）」を削り、「第10号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「病名及び病状、療養見込期間等、」を「病名及び病状並びに療養見込期間等の」に改める。

第37条第1項中「第11号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2項中「第12号様式」を「第11号様式」に改める。

第38条第1項中「第13号様式」を「第12号様式」に改め、同項第1号中「第14号様式」を「第13号様式」に、「第15号様式」を「第14号様式」に改め、同項第2号中「第16号様式」を「第15号様式」に、「第15号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項中「当該療養期間中」を「療養していた職員が勤務に復したとき」に改める。

第42条第1項中「若干名」を削り、同条第3項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第45条中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

第6号様式中 「所在地」を「氏名」に、

「

病名及び症状	
--------	--

」を

「

住所	
病名及び症状	

」に改める。

第8号様式中「所属長」を「産業医」に改める。

第9号様式を削り、第10号様式を第9号様式とし、第11号様式から第14号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

第15号様式中「精神障害」を削り、同様式を第14号様式とする。

第16号様式を第15号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式 (第38条関係)

意 見 書

(精神障害)

所属名		職名	
氏名	(男・女)	住所	
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
復職(予定)日	年 月 日	面接実施日	年 月 日
復職への意欲			
疾病の管理状況			
生活のリズム 睡眠状況 日中の過ごし方 疲労回復具合等			
安全な通勤方法	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他：		
職務遂行能力の回復状況	<input type="checkbox"/> 遂行可能な状態である。 <input type="checkbox"/> ほぼ遂行可能な状態である。 <input type="checkbox"/> 復職試行・訓練の状態を確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> まだ遂行可能な状態になく、治療・療養の継続が必要である。		
就業上の配慮事項	1 超過勤務(禁止・制限：復職後  か月頃まで) 2 出張(禁止・制限：復職後  か月頃まで) 3 業務の軽減、又は配置転換の必要性について(必要・不要) 4 勤務軽減措置制度の活用(必要・不要) 5 その他、所属長への助言等、職場復帰に際して考慮すべき事項等		
復職に関する意見	1 復職可    2 復職不可		
年 月 日 沖縄県病院事業局長 殿			
産業医			印

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

第10条 沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第7の6級の項及び7級の項中「経営企画監」を削る。

別表第12中	「	<table border="1"> <tr> <td>県立病院課長</td> <td style="text-align: right;">66,400円</td> </tr> <tr> <td>           労務管理監            経営企画監            医療企画監            看護企画監            副参事         </td> <td style="text-align: right;">49,900円</td> </tr> </table>	県立病院課長	66,400円	労務管理監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事	49,900円	を
	県立病院課長	66,400円					
労務管理監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事	49,900円						
」							

「	<table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td style="text-align: right;">66,400円</td> </tr> <tr> <td>           労務管理監            医療企画監            看護企画監         </td> <td style="text-align: right;">49,900円</td> </tr> </table>	課長	66,400円	労務管理監 医療企画監 看護企画監	49,900円	に改める。
課長	66,400円					
労務管理監 医療企画監 看護企画監	49,900円					
」						

	副参事		
別表第15中	参事 県立病院課長	8,000円	4,000円
	労務管理監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事	6,000円	3,000円
	参事 課長	8,000円	4,000円
	労務管理監 医療企画監 看護企画監 副参事	6,000円	3,000円

を

に改める。

(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

**第11条** 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1号中「県立病院課」を「病院事業総務課及び病院事業経営課」に改める。
- 第4条中「県立病院課長、労務管理監、経営企画監」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長、労務管理監」に改める。
- 第5条第2項中「県立病院課長」を「病院事業経営課長」に改め、同条第3項中「経営企画監」を「病院事業経営課長が指名する者」に改める。
- 第32条の次に次の1条を加える。  
(指定代理納付者による収入の納付)

**第32条の2** 所属長は、自治法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者の指定をしようとするときは、局長に合議しなければならない。

2 局長は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を県公報で公告するものとする。公告した事項に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

- (1) 指定代理納付者の名称及び住所
  - (2) 指定代理納付者に代理納付させる収入の内容
  - (3) 指定代理納付者による代理納付の対象となる地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第157条の2第2項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号の種類
- 第81条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）」を「自治令」に改める。

第115条第7号を次のように改める。

- (7) 本庁
- 第117条中「県立病院課長」を「局長」に、「予算原案」を「知事に提出する予算原案」に、「局長の決裁を受けなければならない」を「決裁をしなければならない」に改める。

第125条を次のように改める。

(予算の繰越し)

**第125条** 所属長は、予算に定められた継続費又は法第26条第1項の規定により支出予算を翌事業年度に繰り越して使用する必要がある場合は、繰越しを必要とする事業、科目の名称、金額、理由等を記載した書類を作成し、病院事業経営課長の合議を経て、局長の決裁を受けなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により局長の決裁があったときは、当該書類の写しを病院事業経営課長に送付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第26条第2項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用する必要がある場合について準用する。

4 局長は、法第26条第1項の規定により予算の繰越しをする場合は、繰越計算書を作成して翌事業年度の5月31日までに知事へ報告しなければならない。

第128条第1項中「4月30日」を「5月25日」に改め、同条第2項中「5月25日」を「5月31日」に改める。

別表第3中「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改める。

別表第4中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

**第12条** 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表の1の項職制上の段階の欄中「第10条」を「第11条」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、「経営企画監」を削り、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同表の2の項から4の項まで職制上の段階の欄中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第2条の表中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第9条中沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程第17条の改正規定は、平成30年8月31日から施行する。

---

#### 沖縄県病院事業局告示第1号

平成18年沖縄県病院事業局告示第1号(沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成30年9月1日から施行する。

平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

表中「県立病院課」を「病院事業総務課又は病院事業経営課」に、「県立北部病院」を「沖縄県立北部病院」に、「県立中部病院」を「沖縄県立中部病院」に、「県立南部医療センター・こども医療センター」を「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター」に、「県立宮古病院」を「沖縄県立宮古病院」に、「県立八重山病院」を「沖縄県立八重山病院」に、「県立精和病院」を「沖縄県立精和病院」に改める。

---

#### 沖縄県病院事業局告示第2号

平成18年沖縄県病院事業局告示第6号(口頭により開示請求をすることができる保有個人情報)の一部を次のように改正し、平成30年9月1日から施行する。

平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

表中「病院事業局県立病院課」を「病院事業局病院事業総務課」に改める。

---

#### 沖縄県病院事業局訓令第8号

沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

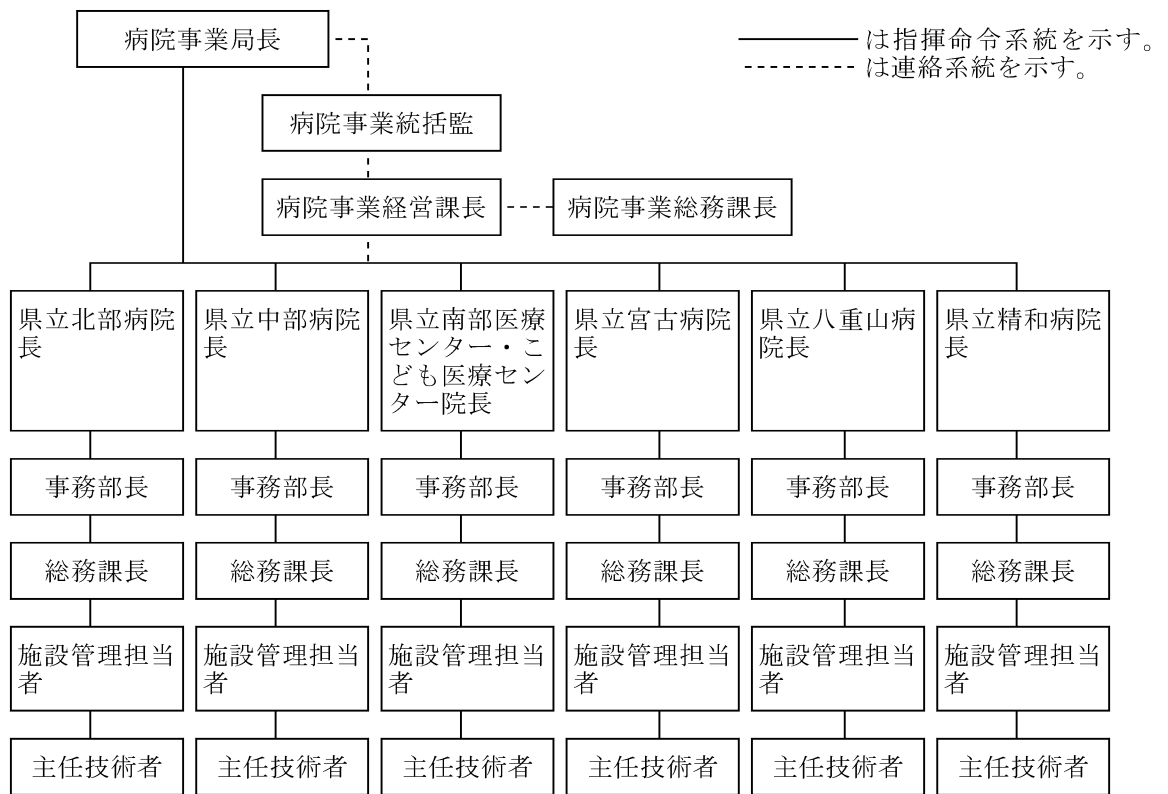
#### 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第50条の2第1項」を「第51条第1項」に改める。

別表第1(1)を次のように改める。

(1) 組織構成及び指揮命令系統



別表第1(2)の表中「病院長」を「院長」に、「業務課」を「各課」に、「各係」を「各担当者」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第9号

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号を次のように改める。

(1) 病院事業総務課長

第2条第4項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

第8条中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第10号

沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員倫理規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「県立病院課長又は県立病院の長」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長又は各県立病院長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

---

**沖縄県病院事業局訓令第11号**

沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県立病院課の長及び県立病院の長（以下「所属長」という。）」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び各県立病院長」に改める。

第7条第1項中「県立病院課」を「病院事業総務課」に、「県立病院に」を「各県立病院に」に改め、同条第2項中「所属長」を「病院事業総務課長及び各県立病院長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

---

**沖縄県病院事業局訓令第12号**

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「県立病院課」を「病院事業総務課又は病院事業経営課」に改める。

第4条中「県立病院の長（以下「院長」という。）、当該院長の指定する職員又は県立病院課長」を「県立病院の院長又は病院事業総務課若しくは病院事業経営課の課長（以下「所属長」という。）」に改め、同条第7号中「病院等の」を「病院等における」に改め、同条第9号中「県立病院課」を「病院事業総務課又は病院事業経営課」に改め、同条第10号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、同条第11号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改め、「（看護師資格を有する者による。）」を削り、同条第12号中「県立病院課」を「病院事業経営課」に改め、「（建築又は建築設備に関する国家資格を有する者）」を削る。

第6条第2項中「院長又は県立病院課長」を「所属長」に改める。

第7条第2項中「院長、当該院長の指定する職員又は県立病院課長」を「所属長」に改める。

第9条中「院長又は県立病院課長」を「所属長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

---

**沖縄県病院事業局訓令第13号**

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。



平成30年 8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改め、「（以下「所属長」という。）」を削り、同条第2項中「所属長」を「病院事業総務課長及び県立病院長」に改める。

第7条中「所属長」を「病院事業総務課長及び県立病院長」に改める。

第12条第3項中「所属長」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び県立病院長（以下「所属長」という。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第14号**

沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員名札はい用規程（平成20年沖縄県病院事業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「県立病院課長及び県立病院の長」を「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び各県立病院長」に改める。

第7条中「県立病院課長」を「病院事業総務課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第15号**

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「沖縄県病院事業局県立病院課」を「沖縄県病院事業局病院事業総務課」に改める。

第8条第3項第1号中「第8条」を「第10条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第11条第3項中「病院事業局県立病院課」を「病院事業局病院事業総務課」に改める。

第19条第1項中「第10条」を「第11条」に、「組織規程第8条」を「組織規程第10条」に、「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第3条、第7条関係）**

1次評価者、2次評価者及び実施権者

組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者
本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事	病院事業局長	—	病院事業局長

	課長	病院事業統括監	—	病院事業統括監
	企画監等	課長	病院事業統括監	
	班長 主幹	課長又は企画監等	課長	課長
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	企画監等若しくは班長又は主幹		
出先機関	院長	病院事業局長	—	病院事業局長
	副院長 母子センター長	院長	—	院長
	医療部長（課長級相当職）			
	診療科部長 診療科副部長（班長級相当職）	医療部長	院長	
	医長（主査級相当職） 医師（主事級相当職）	診療科部長	医療部長	
	看護部長（課長級相当職）	副院長	—	副院長
	副看護部長 看護主幹（班長級相当職）	看護部長	—	看護部長
	看護師長 副看護師長 主任看護師（主査級相当職）	副看護部長	看護部長	
	主任 看護師（主事級相当職）	看護師長	副看護部長	
	技師長 室長（班長級相当職）	医療部長	副院長	院長
	室長（主査級相当職）			
	技術職に係る主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	技師長又は室長		
	事務部長（課長級相当職）	院長	—	院長
	課長	事務部長	—	事務部長
主幹（班長級相当職）	課長	事務部長		
主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	課長又は主幹			

注1 実施権者は、この表に定める区分によることが適当でないと認める場合は病院事業局長の承認を得て1次評価者及び2次評価者を別に定めることができるほか、合理的な理由がある場合には病院事業局長の承認を得て2次評価者を指定しないことができる。

注2 企画監等とは、組織規程第10条第1項に規定する労務管理監、医療企画監、看護企画監及び同条第2項に規定する副参事をいう。

別表第3第1項の表中

県立病院課	県立病院課	県立病院課長	人事班の主幹	を
本庁機関	病院事業総務課及び病院事業経営課	病院事業総務課長	病院事業総務課人事班の主幹	に改め、別表第

3 第 2 項 の 表 中

病院事業統括監	県立病院課長及び各事務部長	県立病院課
各院長	各県立病院事務部長、医療部長及び看護部長	各病院総務課
県立病院課長	県立病院課各企画監等	県立病院課人事班

を

病院事業統括監	病院事業総務課長、病院事業経営課長及び各事務部長	病院事業総務課
各院長	各県立病院事務部長、医療部長及び看護部長	各県立病院総務課
病院事業総務課長	病院事業経営課長及び企画監等	病院事業総務課人事班

に改め、同表の注 4 中「第 8 条第 1 項」を

「第10条第 1 項」に改め、「、経営企画監」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成30年 9月 1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第16号**

沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 8月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第22条」を「第24条」に改め、同条第 4 号中「県立病院課」を「病院事業総務課及び病院事業経営課」に、「第 8 条」を「第10条」に改め、「、経営企画監」を削り、「第11条」を「第12条」に改め、同条第 6 号中「第11条」を「第12条」に改める。

第 5 条第 5 項中「事務部長及び県立病院課長」を「事務部長、病院事業総務課長及び病院事業経営課長」に、「各県立病院又は県立病院課」を「各県立病院並びに病院事業総務課及び病院事業経営課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年 9月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--